

3967

固定資産

H25.11.29

定 款

非営利活動法人日本モンゴル親善協会

平成16年7月23日施行
東京都認証：平成16年7月12日
最終改正：平成25年5月16日
東京都一部改正認証：平成25年11月25日

特定非営利活動法人 日本モンゴル親善協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本モンゴル親善協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区六番町9番地3に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本国民とモンゴル国民との親善交流を通じて、両国民の友好と信頼を醸成し、もってアジアと世界の平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本とモンゴル両国の民間レベルでの人事交流事業
- (2) モンゴルの政治、経済、社会、文化、スポーツなどの諸事情を日本に紹介する事業
 - ① 日本での講演会、セミナー、シンポジウムなどの開催
 - ② 機関誌紙、啓発資料の発行

- (3) 日本の政治、経済、社会、文化、スポーツなどの諸事情をモンゴルに紹介する事業
 - ① モンゴルでの講演会、セミナー、シンポジウムなどの開催
 - ② モンゴルへの文化、芸能、スポーツ団体などの派遣
 - (4) モンゴルの環境を保全する事業
 - (5) モンゴルの特産物などを日本に紹介する事業
 - (6) 日本のリサイクル物資などをモンゴルに寄贈する事業
 - (7) 日本国内でのモンゴル国等の外国人技能実習生の受入れ管理団体としての事業
 - (8) 前号の事業を行うことに伴う無料職業紹介事業
 - (9) その他目的を達成するための必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 寄贈された物品等の販売事業
 - (2) この法人の機関誌紙への他の法人、個人の広告の有料掲載事業
 - (3) 役務の提供事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加するために入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、活動に関わる専門的知識・経験を有する個人及び法人

(入会)

第7条 会員の入会資格については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員等の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以下
 - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事の内、1名を理事長、若干名を副理事長とする。
- 3 第1項の役員のほか名誉的な役職として、会長1名及び副会長若干名を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事による業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補欠補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当等する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び年会費

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）

- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (1 0) 解散における残余財産の帰属先
- (1 1) 事務局の組織及び運営
- (1 2) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 2 4 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに正会員総員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 2 5 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 2 6 条 総会は、正会員総員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第 2 7 条 総会における決議事項は、第 2 1 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 2 8 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された決議事項について書面をもって表記し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 決議事項

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人の2名が、記名捺印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会の構成は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び決議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第35条 理事会における決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の決議は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された決議事項について書面をもって表記することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の2名が記名捺印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区別)

第39条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産
- (2) その他の事業に関する資産

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行われなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、概算予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による決議を経、かつ、法第25条第3項の規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細目は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	川 俣 健二郎
副理事長	柳 澤 徳次
理 事	熊 田 久恵
理 事	山 元 泰生
理 事	柳 澤 徳久
理 事	島 倉 良子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0 円
(2) 年会費	
正 会 員 個人	5,000 円
団体	10,000 円
賛助会員 個人 1 口	20,000 円 (1 口以上)
団体 1 口	30,000 円 (1 口以上)
特別会員 個人	0 円
- 7 平成 25 年 5 月 16 日の総会で決議された定款の変更については、東京都よりその認証があった日から施行する。